

令和 7 年度 東京都介護職員等による
たんの吸引等の実施のための研修案内
(制度の概要)

令和 7 年 4 月

東京都福祉局

1 制度の概要

たんの吸引及び経管栄養（以下、たんの吸引等）は医行為に該当し、医師法等により医師・看護師等のみ実施可能となっています。平成 23 年度までは厚生労働省の通知（※ 1）により、介護職員等によるたんの吸引等は、当面のやむを得ない措置として、一定の要件の下（※ 2）で、認められてきました。（実質的違法性阻却）

平成 24 年度から、介護職員等によるたんの吸引等が将来にわたってより安全に実施されるように、「社会福祉士及び介護福祉士法」が一部改正され、一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られている等、一定の条件の下でたんの吸引等の行為を実施できることとなりました。

介護職員等がたんの吸引等を行うまでの流れは以下のとおりです。

- ・第 1 段階：一定の研修（喀痰吸引等研修）を受け、たんの吸引等に関する知識や技能を修得
- ・第 2 段階：都道府県から「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受ける
- ・第 3 段階：当該職員が所属している事業者が「登録特定行為事業者」として登録



※ 1 平成 24 年度までに表 1 の通知に基づいて、たんの吸引等を実施していた介護職員等（実質的違法性阻却により実施している者）で、経過措置対象者として、東京都から「認定特定行為業務従事者」の認定を受けた方は、認定を受けた範囲（法施行前に通知に基づき実施していた特定の者に対する、特定の行為の範囲）に限り、吸引等の行為を行うことができます。経過措置対象者の認定範囲を超えた行為を行う場合は改めて必要な研修を受講する必要があります。

※ 2 一定の条要件とは、「①本人との同意を書面で得ていること」、「②医療関係者による的確な医学的管理があること」、「③医行為の水準が確保されていること」、「④施設・地域の体制が整備されていること」等の要件を満たしていること。

表 1 厚生労働省医政局長通知

	対象	通知名
①	在宅	A L S（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について （平成 15 年 7 月 17 日医政発 0717001 号）
②		在宅における A L S 以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて （平成 17 年 3 月 24 日医政発第 0324006 号）
③	特別支援学校	盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて （平成 16 年 10 月 20 日医政発第 1020008 号）
④	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて （平成 22 年 4 月 1 日医政発 0401 第 17 号）

表 2 厚生労働省医政局通知で認められている行為（＝経過措置対象者に認められた行為の範囲）

			在宅 （療養患者・障害者）	特別支援学校 （児童生徒）	特別養護老人ホーム （高齢者）
対象範囲	たんの吸引	口腔内	○ （咽頭の手前までを限度）	○ （咽頭の手前までを限度）	○ （咽頭の手前までを限度）
		鼻腔	○	○	—
		気管カニューレ内部	○	—	—
	経管栄養	胃ろう	—	○ （胃ろうの状態確認は看護師）	○ （胃ろうの状態確認・チューブ接続・注入開始は看護師）
		腸ろう	—	○ （腸ろうの状態確認は看護師）	—
		経鼻	—	○ （チューブ挿入状態の確認は看護師）	—
根拠通知			表１の①及び②	表１の③	表１の④

※行為の実施にあたっては、それぞれ要件等が定められています。

2 研修について

(1) 目的

在宅や高齢者施設、障害者支援施設等において、たんの吸引等を必要とする利用者に対して、介護職員等が医師・看護師と連携しながら、たんの吸引等を行うための研修です。

(2) 概要

喀痰吸引等研修には、「不特定多数の者に対する研修（第1号研修・第2号研修）」と「特定の者に対する研修（第3号研修）」の課程があります。

東京都では公益財団法人東京都福祉保健財団及び登録研修機関が研修を実施しています。

○「不特定多数の者」対象研修（第1号、第2号研修）

⇒複数の職員が、複数の利用者に、たんの吸引等を実施する場合の研修です

【対象】：主に特別養護老人ホーム等の施設で、不特定かつ多数の利用者に対したんの吸引等を実施する介護職員等

【内容】：基本研修（講義 50 時間＋シミュレーター演習）＋実地研修

【修了者】：不特定かつ多数の利用者に対して、研修を修了した行為について実施可

【対象行為】：たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

「第1号研修」修了する行為：5種類の行為全て

「第2号研修」修了する行為：5種類の行為のうち、
1種類以上4種類以下

○「特定の者」対象研修（第3号研修）

⇒個別的な関係性を重視する利用者に、たんの吸引等を実施する場合の研修です。

【対象】：主に在宅等で特定の個人に対して、たんの吸引等を実施する介護職員等

【内容】：基本研修（講義 8 時間＋演習 1 時間）＋実地研修

【修了者】：特定の個人に対して、研修を修了した行為のみ実施可※

【対象行為】：たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

「第3号研修」修了する行為：研修を修了した利用者に対してのみ、
研修で修了した行為を実施する

※研修を修了した利用者に対してのみ、研修で修了した行為を実施することができます。

それ以外の利用者に対してたんの吸引等を実施する場合は、別途、実地研修を修了する必要があります。

(3) 令和7年度の研修対象

「不特定多数の者対象研修」及び「特定の者対象研修」の対象施設・事業種別は表3及び表4のとおりとします。ご確認の上、お申し込み下さい。

表3 「不特定の者対象」研修の対象施設・事業種別

分野	事業所形態	事業種別
高齢	施設	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・特定施設入居者生活介護事業所 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
	在宅系サービス	・短期入所生活介護事業所 ・訪問介護事業所 ・通所介護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・訪問入浴介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・地域密着型通所介護 等
障害	施設	・障害者支援施設 ・障害児施設（医療機関を除く）
	在宅系サービス	・居宅介護事業所 ・重度訪問介護事業所 等

※ALS等の重度障害者について、利用者とのコミュニケーションなど、利用者と介護職員等との個別的な関係性を重視したケアを行う場合には、特定の者対象の研修を受講していただきますようお願いいたします（平成23年11月21日厚生労働省事務連絡「喀痰吸引等業務の施行等に係るQ&Aについて（その2）」No.C31）。

※医療機関等に所属している介護職員等は、本研修の対象とはなりません。

表4 「特定の者対象」研修の対象施設・事業種別

分野	事業所形態	事業種別
高齢	在宅系サービス	・訪問介護事業所 ・通所介護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・訪問入浴介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・地域密着型通所介護 等
障害	施設	・障害者支援施設 ・障害児施設（医療機関を除く） 等
	在宅系サービス	・居宅介護事業所 ・重度訪問介護事業所 等

※高齢分野の短期入所生活介護事業所や介護老人福祉施設等に所属し、不特定多数の利用者に対してたんの吸引等を実施する介護職員等であっても、非侵襲的人工呼吸器装着者（NPPV）及び侵襲的人工呼吸器装着者（TPPV）に対するたんの吸引の研修が必要な場合は、「特定の者対象の研修」を受講することが可能です。（受講する場合には、基本研修から受講いただきます。）

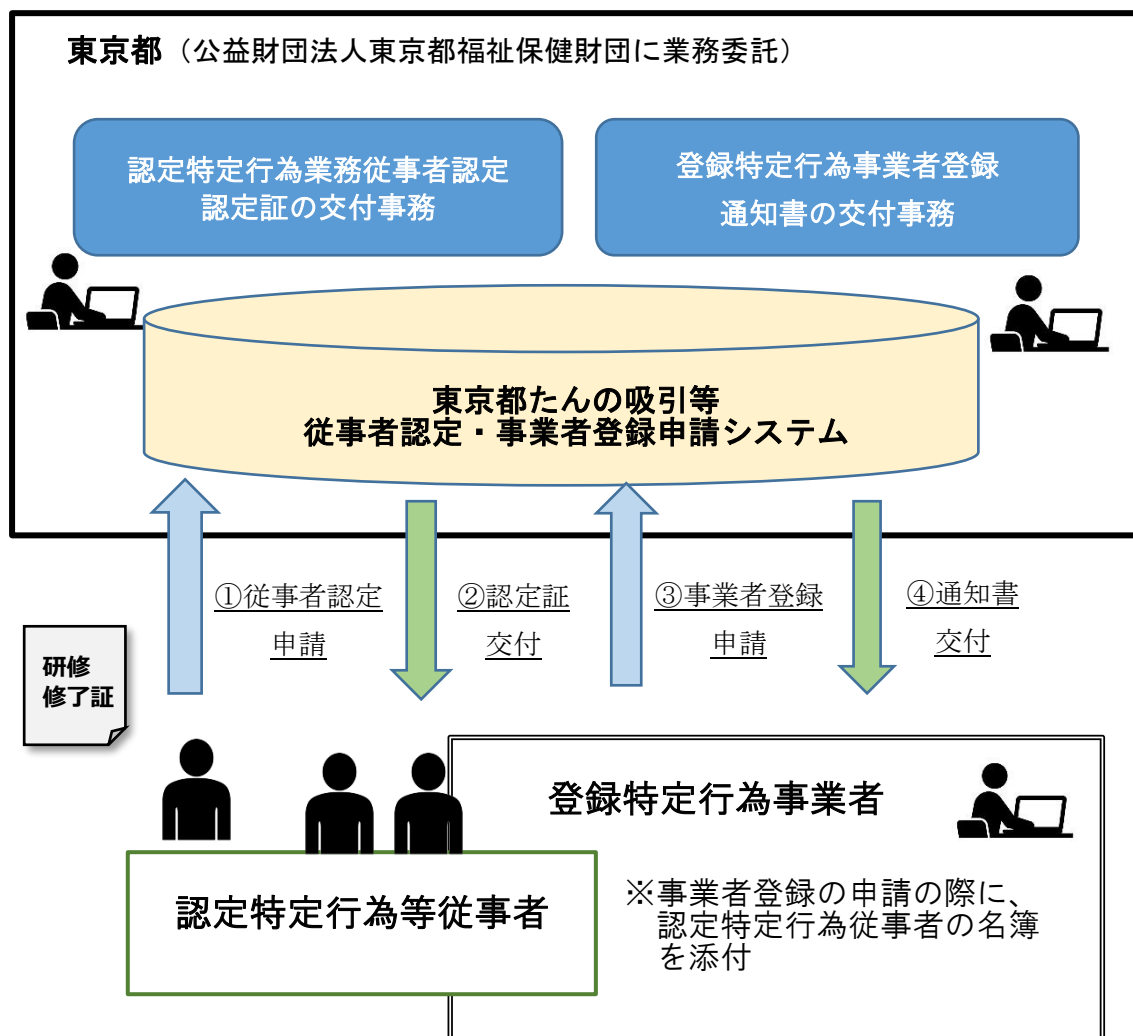
※医療機関等に所属している介護職員等は、本研修の対象とはなりません。

3 たんの吸引等業務を実施するにあたって

(1) 従事者認定証の交付及び事業者登録の申請

業務としてたんの吸引等を実施するためには、2の研修を修了した上で、従事者認定証の交付及び事業者登録の申請（電子申請）をしていただく必要があります。

《従事者認定証の交付及び事業者登録の流れ》



◆ 電子申請はこちらから

URL : <https://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/touroku/>

東京都福祉保健財団 従事者認定

検索



(2) たんの吸引等の業務の実施体制

たんの吸引等は、以下の図1、図2のような連携体制・提供体制での実施が必要です。

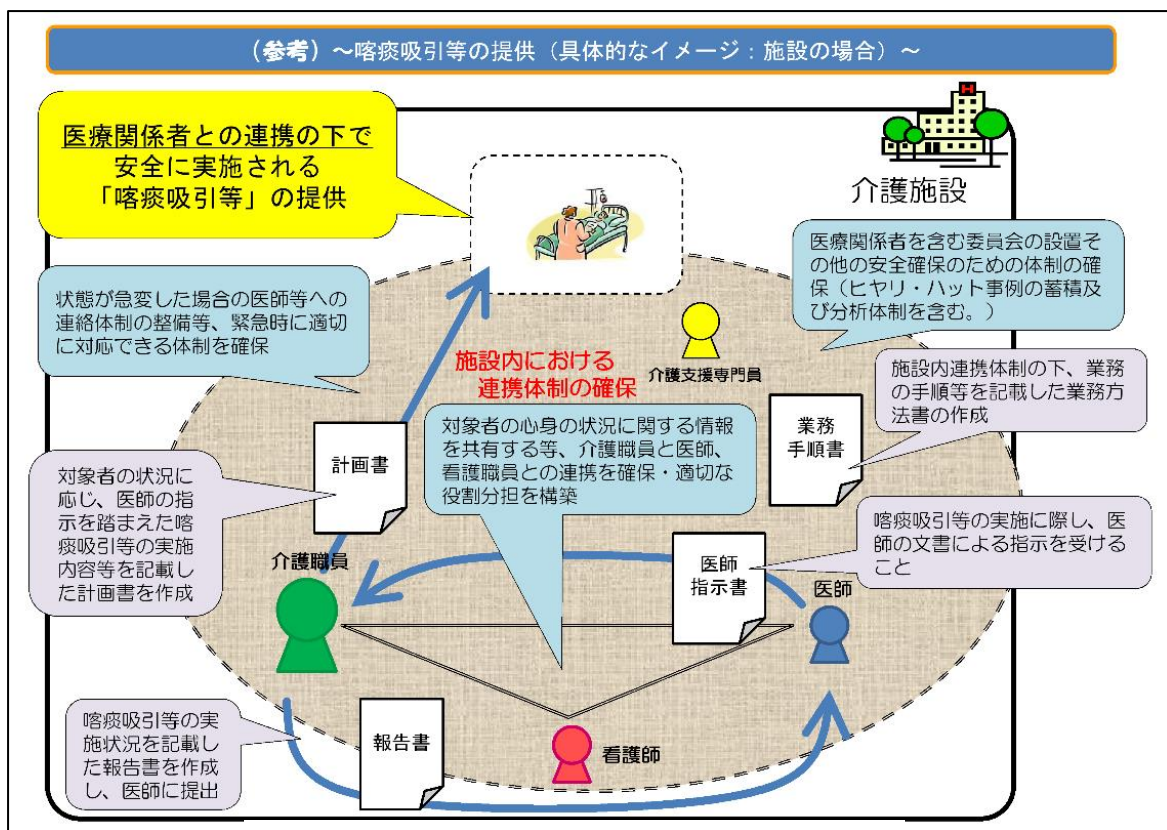


図1 たんの吸引等業務の連携体制（施設）

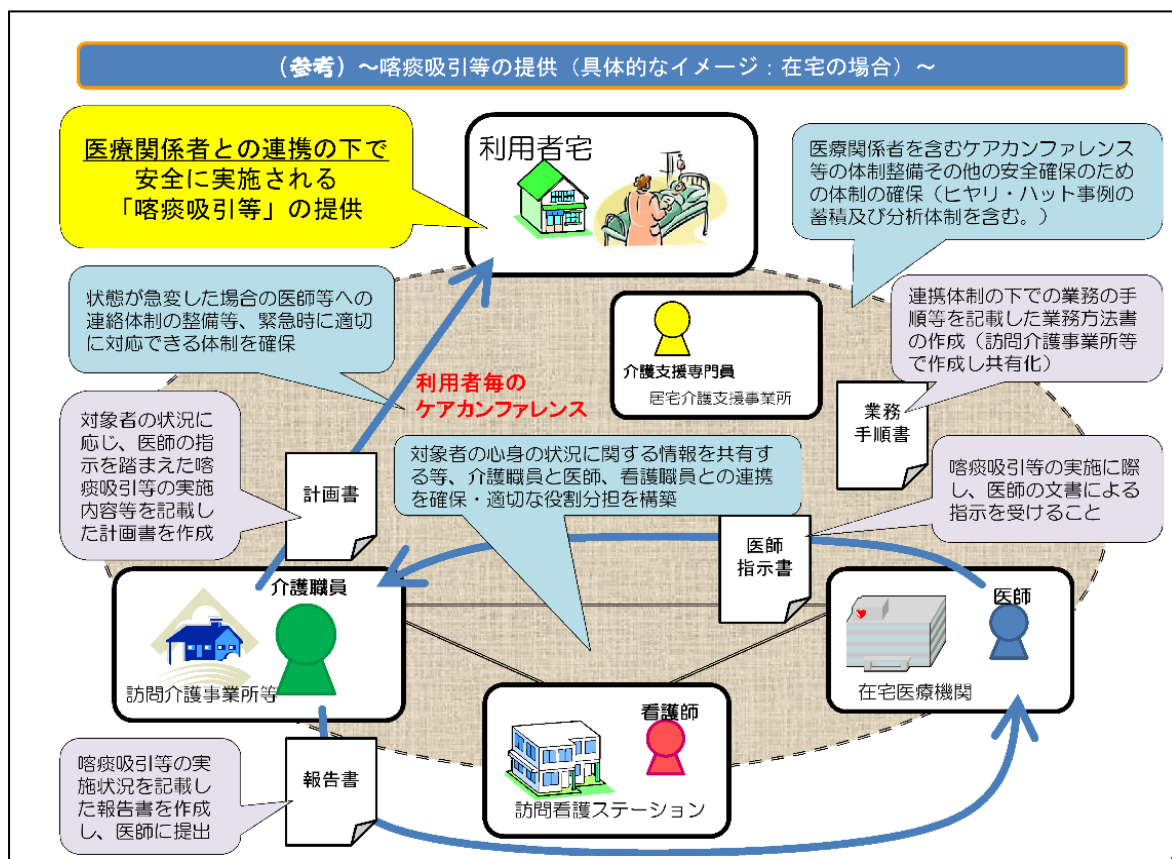


図2 たんの吸引等業務の連携体制（在宅）

出典：平成24年度 喀痰吸引等指導者講習 講義1資料 喀痰吸引等制度論
厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

【問合わせ先】

たんの吸引等の制度に関すること

【不特定多数の者対象】

東京都 福祉局 高齢者施策推進部 介護保険課 介護人材担当
(電話) 03-5000-7555

【特定の者対象】

東京都 福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当
(電話) 03-5320-4579

東京都都実施研修に関すること 東京都たんの吸引等従事者認定・事業者登録申請に関すること

公益財団法人 東京都福祉保健財団
人材養成部 福祉人材養成室 たんの吸引担当
(電話) 03-3344-8629